

ピアカウンセリング事業実施委託仕様書

1 事業目的

自らも精神障害者である相談担当者（ピアカウンセラー等）が、精神障害者からの福祉サービスの利用等に関する相談に応じ、必要な助言等を行う他、ピアカウンセラーを中心としたグループ交流等を実施することにより、精神障害者の地域生活を支援するとともに、その自立と社会参加の促進、及び活動の場の拡充を図ることを目的として、発注者は、受託者に対して「ピアカウンセリング事業」を委託するものである。

2 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 事業内容

ピアカウンセラーを中心とした以下のピアカウンセリング事業を実施する。

- (1) ピアカウンセラーにより助言、情報提供等を行う相談事業
- (2) 交流の場やいこいの場を提供する事業
- (3) ピアカウンセリングに関する普及・啓発事業
- (4) その他、目的に沿った事業

4 事業内容に応じた業務

	事業内容	業務
①	ピアカウンセラーにより助言、情報提供を行う相談事業	1 ピアミーティング【月1回以上】 (グループカウンセリング)
②	交流の場やいこいの場を提供する事業	2 ピアカウンセラーのフォローアップ (市内で活動するピアカウンセラーをフォローアップする) 3 スポーツ・文化等交流【年1回以上】
③	ピアカウンセリングに関する普及・啓発事業	1 ピアサポート連絡会【年3回以上】 2 ピアカウンセリングに関する普及啓発物の作成
④	その他、目的に沿った事業	地域連携のためのネットワークづくり

5 事業実施場所

受託事業者事業所、その他事業を実施するに適する場所

6 その他

(1) 報告書の提出

受託者は、ピアカウンセリング事業実施委託契約に基づく業務を完了したときは、契約期間が終了後、速やかに業務完了届及び事業実績報告書を発注者に提出するものとする。

(2) 引継業務

受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なくピアカウンセリング事業を遂行できるよう、引継を行うものとする。

(3) 本市への協力

受託者は、本事業により蓄積されたノウハウについて、本市の精神保健福祉施策の推進における研修等において、講師等の協力を積極的に行うこと。

(4) 関係法令等の遵守

受託者は、関係法令、例規等を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

(5) 個人情報の管理

個人情報のほか知りえた情報を漏えいしてはならず、情報の取扱いに慎重を期すこと。

(6) 仕様書に定めのない事項について

その他、仕様書に定めのないことは、委託者の指示に従うこと。